
第4章 プランの推進体制と進行管理

第4章 プランの推進体制と進行管理

1 プランの推進体制

男女共同参画社会の実現に向けて、本プランを効果的に推進し目標を達成するため、市、市民及び事業者等が一体となった推進体制の整備・充実に努めます。

また、羽生市女性会議や庁内関係課所との連携に努めるとともに、市政の範囲を超える課題については、国、県と連携し対応を図ります。

(1) 羽生市女性会議の機能充実

プランの進捗状況や事業の評価など、プラン推進に関する重要事項を協議します。また、施策の推進に資するため、女性会議委員に対し積極的に情報提供を行い、協議の充実に努めます。

(2) 庁内関係各課との連携

関係各課間の取組み情報の共有と調整を行い、プランを総合的・計画的に推進します。

(3) 市民、各種団体、事業者等との連携

プランの推進に市民の声が反映されるよう、市民、各種団体等と連携を図ります。また、事業者に対しても、必要な措置を講じていただけるよう連携を深め、プランの推進を図ります。

(4) 国、県等関係機関との連携

男女共同参画に関わる問題は広範多岐にわたるため、国、県、その他関係する行政機関や教育機関と情報交換を行うなど、相互に連携を図りながら推進します。

(5) プランの周知

市広報やホームページへの掲載とともに、各種研修会等あらゆる機会を通じて、また、地域、職場、学校などのさまざまな場で、本プランの周知に努めます。

2 プランの進行管理

本プランを実効性のあるものとするため、「羽生市女性会議」等において、進行管理を着実に進め、進捗状況の点検、評価に努めます。

- (1) 推進状況の進行管理
- (2) 進捗状況の点検・評価

3 調査・研究・情報提供

本プランを推進するため、推進体制の整備・充実、計画の進行管理とともに、男女共同参画に関連する施策等の調査・研究及び市民や事業者等への情報提供に努めます。